

動物の愛護及び 管理に関する条例

が制定されました

(平成21年10月1日施行)

🐾 人と動物とが共生する社会の実現を目指して 🐾



近年、動物の飼養についての関心が高まり、動物との関わり方が変化してきている一方で、動物に関わる様々なトラブルが発生しています。

平成20年3月には、長野県の今後10年間の動物の愛護と適正な飼養管理に関わる施策を総合的かつ計画的に進めるため、長野県動物愛護管理推進計画を策定し、実施してきました。

このたび、この計画を一層推進し、動物に関する様々な問題に的確に対処するため、「動物の愛護及び管理に関する条例」を制定しました。

ここが変わりました!

動物の愛護及び管理に関する条例の施行により、平成21年10月1日からは次のように変わります。

- 関係者（飼い主、県、県民）の責務が明確になりました。
- 動物の飼い主が遵守しなければならない事項を定めました。

- ◆ 飼い主は、適正にえさ及び水を与えるなど、動物を適正に飼養し、公共の場所を汚損させたり、異常な鳴き声等により人に迷惑をかけないようにしなければなりません。
- ◆ 犬の飼い主は、犬を係留して飼養し、適正な方法でしつけを行わなければなりません。
- ◆ ねこの飼い主は、ねこの屋内飼養に努めなければなりません。
- ◆ 犬、ねこの飼い主は、飼養する犬、ねこの数が10（合算した場合を含みます。）に達した時は、知事に届け出なければなりません。



- 係留されていない犬や野犬等の保護、収容について明確にしました。
- 特定動物が逸走したときや事故を起こした時、飼い犬が人を咬んだ時に飼い主がとるべき措置を定めました。
- 災害時に備えて、特定動物の飼い主がとるべき措置を定めておき、災害時にはその措置を実施するよう定めました。
- 措置命令、立ち入り検査ができるようになりました。

動物の飼い主が遵守しなければならない事項に違反していて、人等への危害防止のため必要な時は、その飼い主に必要な措置をとることを命じることができます。

知事は、動物愛護管理員に動物の飼養施設への立入検査を行わせることができます。

- 収容した動物をお返しする時は、保管費用等を負担していただきます。
- 措置命令に違反した者、立ち入り検査を拒んだ者、事故発生の届けをしなかった者、多頭飼養の届出をしなかった者等への罰則を定めました。



動物の愛護及び管理に関する条例の概要

🐾 目的 (第1条)

この条例は、動物の健康と安全を保持し、動物による人等への侵害を防止するとともに、県民の動物愛護精神の高揚を図り、人と動物とが共生する社会の実現に資することを目的としています。

🐾 定義 (第2条)

対象動物：この条例の対象となる動物は、哺乳類、鳥類及び爬虫類に属するものです。

飼い主：この条例で対象となる飼い主には、動物の所有者だけでなく占有者※も含まれます。
※動物の占有者：その動物を事実上支配している者

🐾 関係者の責務 (第3条～第5条)

飼い主の責務：飼い主は、動物を適正に飼養することにより、動物の健康と安全を保持し、動物による人の生命等への侵害を防止し、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにしなければなりません。

県の責務：動物の愛護及び管理に関する総合的かつ計画的な施策を策定、実施します。

県民の責務：動物の愛護に努めるとともに、県が実施する施策に協力するよう努めなければなりません。

🐾 飼い主の遵守事項等 (第6条～第8条)

飼い主の遵守事項：

飼い主は、動物を適正に飼養、保管するに当たっては次の事項を遵守しなければなりません。

- ① 動物には、適正にえさ及び水を与えること。
- ② 動物の疾病等の健康管理を行い、異常を認めたときは必要な措置をすること。
- ③ 動物の種類、生態等を考慮した飼養施設を設けること。
- ④ 動物の飼養施設及びその周囲を清潔にして、悪臭や昆虫等の発生を防止すること。
- ⑤ 動物が公共の場所や他人の土地等を損傷したり、汚さないようにすること。
- ⑥ 動物の異常な鳴き声や羽毛の飛散等により、人に迷惑をかけないこと。
- ⑦ 動物の逸走防止の措置を講ずるとともに、逸走した場合は搜索し捕獲すること。
- ⑧ みだりな繁殖を防止するため、不妊手術その他の措置をすること。

犬の飼い主の遵守事項

犬の飼い主は、飼い主の遵守事項のほか、次の事項を遵守しなければなりません。

- ① 人の生命等への侵害防止のために、飼い犬を常に係留しておくこと。
※人に危害を加えるおそれのない方法で飼養する場合等について、除外規定を設けてあります。
- ② 適正な方法で飼い犬のしつけを行い、特に飼い主の制止に従うよう訓練すること。
- ③ 住居の出入口その他、人の見やすい箇所に飼い犬がいる標示をすること。

ねこの飼養

ねこの飼い主は、ねこの疾病の感染防止、ねこの健康及び安全の保持、周辺の生活環境の保全の観点から、ねこを屋内で飼育するよう努めることとしました。

🐾 多頭飼養の届出 (第9条、第10条)

犬、ねこの飼い主は、飼養する犬、ねこの数が10(合算した場合を含む。)に達した時は、知事に届け出なければなりません。

※管理能力を超えて多頭数の犬又はねこを飼養した場合、動物の健康や安全を損なったり、近隣へ迷惑をかけたりといった事態に繋がっていくことがあります。適正な飼養管理が図られるよう届出を義務づけました。

🐾 動物の引取り、譲渡等 (第11条～第16条)

動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づいて、日時、場所を定めて犬又はねこを引き取ります。この際には、飼養できない理由を確認し、必要な助言指導を行います。

飼い主が不明な犬、係留されていない犬については、捕獲し、収容します。犬を収容したときは、犬の特徴や捕獲場所等の情報を市町村等を通じてお知らせします。

収容した犬、ねこについては、飼い主を探して返還するほか、飼い主が現れないときは譲渡するよう努めます。

🐾 緊急時の措置 (第17条～第19条)

特定動物(くまや毒へびなどの危険な動物)が逸走したとき、飼い主は知事に通報し、必要な措置を講じなければなりません。

また、特定動物が人の生命等に危害を加えたときや飼い犬が人をかんだときは、飼い主は直ちに知事に届け出なければなりません。

🐾 遵守事項に違反した者に対する措置命令 (第20条)

知事は、飼い主が遵守事項や犬の係留義務に違反した場合であって、人の生命等への侵害防止のため必要なときは、その飼い主に対して必要な措置をとることを命ずることができます。

🐾 報告の徴収及び立入検査、動物愛護管理員 (第21条、第22条)

知事は、獣医師等専門的知識を有する動物愛護管理員を置き、必要に応じて動物の飼養施設へ立入検査を行います。

🐾 費用の負担 (第23条)

飼い主が収容した動物の返還を求めるときは、保管費用等を負担しなければなりません。

🐾 罰 則 (第25条～第29条)

- 措置命令に違反した者：30万円以下の罰金
- 立入検査を拒んだ者など：20万円以下の罰金
- 事故発生時の届出をしなかった者など：5万円以下の罰金
- 多頭飼養の届出をしなかった者など：5万円以下の過料

🐾 施行期日

この条例は、平成21年10月1日から施行します。

動物の愛護及び管理に関する条例に関するお問い合わせは

長野県 衛生部 食品・生活衛生課

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

TEL 026-235-7154 FAX 026-232-7288

E-mail shokusei@pref.nagano.jp

(平成21年6月発行)

